

## 高崎都市計画区域区分の変更（群馬県決定）

高崎都市計画区域区分を次のように変更する。

### 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

#### 2. 人口フレーム

人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。

年 次	平成 2 2 年 (基準年)	平成 3 2 年 (基準年の 10 年後)
都 市 計 画 区 域 内 人 口	841.1 千人	おおむね 824.6 千人
市 街 化 区 域 内 人 口	575.8 千人	※ 1 おおむね 566.6 千人
配 分 す る 人 口	—	おおむね 547.6 千人
保 留 す る 人 口	—	おおむね 19.0 千人
(特定保留)	—	人
(一般保留)	—	おおむね 19.0 千人

※ 1 平成 3 2 年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口が想定されている。

## 理 由

高崎市内で整備済みの工業・流通系団地は、既に全てが分譲済みであり、事業中である「スマート IC 周辺工業団地地区」は製造業務に特化した工業団地地区である。そこで、今後相当数見込まれる流通施設の立地需要を満足させることができないため、既存の総合卸売市場と連携する需要が見込まれる流通系企業の受け皿となる産業基盤の整備（工業・流通系用地造成）が求められている。

今回、別添計画図表示の高崎市総合卸売市場周辺地区（面積 43.3ha）は、高崎工業団地造成組合による工業・流通系用地造成の実施が確実となったことから、おおむね 10 年以内に優先的、かつ、計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に編入するものである。

## 高崎都市計画区域区分の変更（群馬県決定）新旧対照表

高崎都市計画区域区分を次のように変更する。

### 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

### 2. 人口フレーム

人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。

年次 区分	新		旧	
	平成22年 (基準年)	平成32年 (基準年の10年後)	平成22年 (基準年)	平成32年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	841.1千人	おおむね824.6 千人	841.1千人	おおむね824.6 千人
市街化区域内人口	575.8千人	※1 おおむね566.6 千人	575.8千人	※1 おおむね566.6 千人
配分する人口	—	おおむね547.6 千人	—	おおむね547.6 千人
保留する人口	—	おおむね19.0 千人	—	おおむね19.0 千人
（特定保留）	—	0.0千人	—	0.0千人
（一般保留）	—	おおむね19.0 千人	—	おおむね19.0 千人

※1 平成32年及び平成27年市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口が想定されている。

人口フレームに変更はありません。  
事業の確実になった別紙計画図表示区域を市街化区域に編入するものです。



# 高崎都市計画 区域区分の変更

# 計画図



1:5,000 (A3)  
1:2,500 (A1)

随時編入	
地区番号	随-1
地区名	高崎市総合卸売市場周辺地区
面積	約 43.3 ha

- 界点 境界
- ①-① 水路境界 (南)
  - ②-① 水路境界 (南)
  - ③-④ 水路境界 (西)
  - ④-① 道路境界
  - ⑤-⑤ 水路境界 (東)
  - ⑥-② 水路境界 (北)
  - ⑦-⑤ 道路境界
  - ⑧-⑤ 水路境界 (北)
  - ⑨-③ 水路境界 (北)
  - ⑩-④ 境界

- 新市街化区域線
- 市街化区域線(変更なし)
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域(容積率400%)
- 商業地域(容積率600%)
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

0 300m